

北海道告示第10679号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則（令和2年北海道規則第94号）第5条第1項第10号に掲げるさんま棒受け網漁業（オホーツク海海域）について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和5年4月28日

北海道知事 鈴木直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可区分	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格			
さんま棒受け網漁業	宗谷・オホーツク海海域	毎年、8月1日から12月25日まで	10隻	10トン未満	宗谷総合振興局管内に住所を有する者	令和5年5月2日から令和5年6月1日まで	1	<p>1 許可の有効期間は次のとおりとする。 区分1：令和5年8月1日から令和8年7月31日まで 区分2：令和5年8月20日から令和8年8月19日まで 区分3：令和5年7月1日から令和8年6月30日まで 区分4：令和5年8月20日から令和8年8月19日まで 区分5：令和5年8月20日から令和8年8月19日まで 区分6：令和5年9月1日から令和8年8月31日まで</p> <p>2 起業の認可の有効期間は次のとおりとする。 区分1：令和5年8月1日から令和6年7月31日まで 区分2：令和5年8月20日から令和6年8月19日まで 区分3：令和5年7月1日から令和6年6月30日まで 区分4：令和5年8月20日から令和6年8月19日まで 区分5：令和5年8月20日から令和6年8月19日まで 区分6：令和5年9月1日から令和6年8月31日まで</p> <p>なお、北海道漁業調整規則第8条の規定による当該漁業の起業の認可に基づく許可の有効期間は、許可の日から1に掲げる許可の有効期間の満了の日までとする。</p> <p>3 申請書の提出先は、申請者の住所地を所管する総合振興局又は振興局産業振興部水産課とする。</p> <p>4 許可にあたっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 次の海域においては、操業してはならない。 (ア) 枝幸郡と紋別郡との最大高潮時海岸線における境界点から43度30分の線と北海道オホーツク海側の最大高潮時海岸線と北緯44度6分37秒、東経144度8分45秒の交点から15度30分の線との間の海域のうち、さけ定置漁業の漁具が設置されている場合は、その漁具の周辺500メートル以内の海域 (2) 使用する漁船に集魚灯（探照灯又は投光器であって、集魚の目的をもって使用しうよう設備されているものを含み、漁船の周辺に集まった魚を漁網による採捕が可能な水面に誘導するために用いる赤色灯を除く。）の消費電力の総和が120キロワットを超える設備をしてはならない。 (3) さけ・ますが採捕された時は、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (4) さんま船上選別機を設置してはならない。 さんま船上選別機とは、以下のいずれかに該当する機器をいう。 ①漁獲物を魚体の大きさ別に船上で選別する機能を有する機器 ②漁獲物と海水を分離する機器であって、次に掲げる条件のいずれかに該当する機器 ア 漁獲物と海水を分離する機能を有する格子状の部分（以下「セパレーター」という。）が、ローラー等により可動可能な機能を有するもの。 イ セパレーターの隙間の間隔が8ミリメートルを超えるもの。 ウ セパレーターが機器本体と容易に脱着できる構造となっているもの。 (5) 漁獲したさんまを海中投棄してはならない。 (6) 知事が、漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じた場合は、これに従わなければならない。 (7) 北海道漁業調整規則第33条第1項に基づく別表第3に定める区域に立ち入ってはならない。 ただし、天災その他やむを得ない事情により立ち入った場合は、この限りではない。この場合にあつては、あらかじめ〇〇総合振興局長又は〇〇振興局長に報告しなければならない。</p>
	同上	毎年、8月20日から12月25日まで	65隻	20トン未満	北海道に住所を有する者	同上	2	
	宗谷・オホーツク海海域及び根室海峡海域	宗谷・オホーツク：毎年、8月20日から12月25日まで 根室海峡：毎年、7月1日から12月25日まで	28隻	10トン未満	同上	同上	3	
	同上	宗谷・オホーツク：毎年、8月20日から12月25日まで 根室海峡：毎年、8月20日から12月25日まで	46隻	10トン以上20トン未満	同上	同上	4	
	同上	宗谷・オホーツク：毎年、10月5日から12月25日まで 根室海峡：毎年、8月20日から12月25日まで	22隻	20トン以上40トン未満	同上	同上	5	
	同上	宗谷・オホーツク：毎年、10月5日から12月25日まで 根室海峡：毎年、9月1日から12月25日まで	23隻	40トン以上200トン未満	同上	同上	6	

○操業海域

宗谷・オホーツク海域

稚内市宗谷岬突端と樺太西能登呂岬突端を結ぶ線と、斜里郡と目梨郡との境界の知床岬突端から北緯44度33分9秒、東経145度37分45秒の点を結ぶ線及び北緯44度33分9秒以北の東経145度37分45秒の線との間におけるオホーツク海海域。

ただし、次の海域を除き、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。

（ア）北海道オホーツク海側の最大高潮時海岸線と東経144度8分45秒の線との交点から15度30分の線と網走市能取岬突端から45度の線との間の海域のうち、距岸1.6海里以内の海域

（イ）網走市能取岬突端から45度の線と知床岬突端から32度30分の線との間の海域のうち、距岸1.8海里以内の海域

根室海峡海域

斜里郡と目梨郡との境界の知床岬突端から次の1から18までの点を順次に結んだ線以西のオホーツク海海域。

点1 北緯44度33分9秒、東経145度37分45秒の点

点2 北緯44度20分9秒、東経145度36分45秒の点

点3 北緯44度17分39秒、東経145度36分45秒の点

点4 北緯44度9分9秒、東経145度31分45秒の点

点5 北緯43度57分9秒、東経145度19分15秒の点

点6 北緯43度55分9秒、東経145度16分45秒の点

点7 北緯43度52分9秒、東経145度14分45秒の点

点8 北緯43度48分9秒、東経145度13分45秒の点

点9 北緯43度44分9秒、東経145度15分15秒の点

点10 北緯43度41分39秒、東経145度18分15秒の点

点11 北緯43度38分39秒、東経145度23分15秒の点

点12 北緯43度37分39秒、東経145度25分45秒の点

点13 北緯43度30分9秒、東経145度31分45秒の点

点14 北緯43度32分9秒、東経145度40分45秒の点

点15 北緯43度26分9秒、東経145度47分45秒の点

点16 北緯43度25分9秒、東経145度49分15秒の点

点17 北緯43度23分27秒、東経145度50分15秒の点

（納沙布岬灯台と貝殻島灯台とを結んだ線の中心点）

点18 納沙布岬灯台

ただし、次の海域を除く。

（ア）知床岬突端から32度30分の線と野付郡竜神崎灯台中心点から45度の線との間の海域のうち、距岸1海里以内の海域